

家計管理・生活設計のツボ

第10回

出産・育児にかかるお金

教育資金・住宅資金・老後資金を人生の三大資金といいますが、「教育」の前には出産や育児にお金がかかります。ただ、出産・育児については、お金の面で公的な支援制度がいろいろあります。自分で申請しなければ使えない制度があるほか、この数年で拡充された制度もあります。その主なものをまとめてご紹介しましょう。

- 👉 **ツボ1** 出産にかかるお金の負担は軽減できる
- 👉 **ツボ2** 夫婦で育児休業を取得すればお金の面でのメリットも
- 👉 **ツボ3** 最新の情報を自らチェックし、使える制度を見逃さない

出産にはまとまったお金を準備しなければならぬ？

妊娠が分かって自分が住んでいる市区町村の窓口で「妊娠届」を提出すると、母子手帳とともに交付されるのが妊婦健康診査の受診票です。お腹の赤ちゃんが妊婦さんの状況を確認するために、妊娠中は病院や診療所などで14回程度の検査を受けることとなりますが、妊娠は病気ではないため、この検査について健康保険は適用されません。そこで、各市区町村ではこの検査費用を一部補助しています（補助の内容や仕組みは市区町村によって異なります）。

出産についても同じ理由から健康保険の適用はありませんが、子ども一人の出産につき42万円が加入する健康保険から支払われます（出産一時金）。では、出産費用って、いったいいくらかかるのでしょうか？厚生労働省の調査によれば、出産費用（個室料を含む）の全国平均は、約48万円。42万円が後払いされるとしても、この金額をいったんは自分で用意するとなると、負担は大きいですね。でも、「出産一時

金」を病院や診療所に直接支払ってもらえることができる制度もあるので安心です。この場合、自分が窓口で支払うのは、出産費用と42万円の差額のみ。ただし、これには、事前の申請が必要ですのでお忘れなく。また、病院や診療所の規模などによって仕組みや手続きが異なりますので、この制度の利用を希望する場合には、分娩予定の病院や診療所に相談してみてください。

なお、妊婦健康診査や出産費用については医療費控除の対象にもなります。確定申告をすれば払い過ぎた税金が戻ってくるかもしれませんから、病院や診療所でもらった領収書はきちんと保管しておきましょう。

給与が支払われない産休・育児中の収入はどうなる？

会社に勤めている人の場合、産前産後休暇（産休）があります。また、育児休業（育休）を取得することを考えている人もいるでしょう。ところで、これらの休みの間、会社には給与の支払い義務はありません（給与を支払うか否かは会社が判断します）。

では、この間の収入はどうなるのでしょうか？ここでも収入を補完する公的な制度があります。そして、最近では制度の拡充もみられます。

まず、産休を取得し、その間給与が支払われない場合は、加入する健康保険（国民健康保険は除く）から「出産手当金」が支払われます。具体的には、出産日以前42日から出産日後56日までの間、欠勤1日について賃金（支給開始前1年間の給与をもとに計算）の3分の2相当額が支給されます。

続いて、産休を取得する場合は子どもが1歳になるまで（保育園が見つからないなど一定の要件を満たす場合は1歳6カ月になるまで）、雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます。この「育児休業給付金」については、最近、給付割合（育児休業開始前の賃金に対する給付割合）が50%から67%に引き上げられ、受け取れる金額がアップしました。ただし、給付割合の引き上げは、休業開始から6カ月間のみで、それ以降は従来通りの給付割合（50%）です。

ここで考えてみたいのは、夫

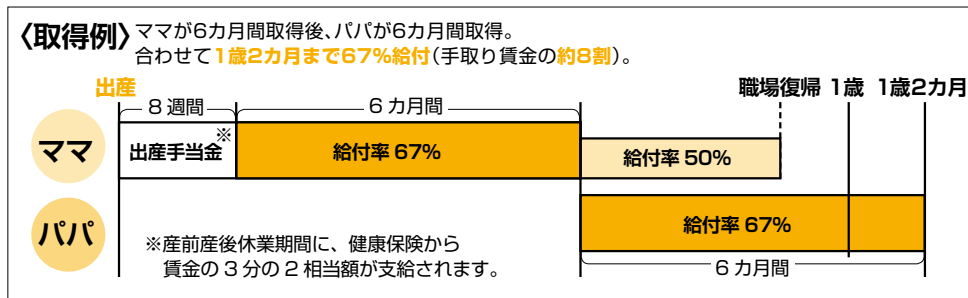
【図表1】主な制度の概要

	制度	給付内容	対象者
妊娠中	妊婦健診、超音波検査の助成	妊婦健康診査受診票を利用(14回程度※自治体により異なる)	妊婦(妊娠届出が必要)
出産・出産後	出産育児一時金	一児につき42万円	健康保険や国民健康保険の被保険者または被扶養者
	出産手当金	欠勤1日につき標準報酬日額の2/3相当額	会社など勤務先の健康保険に加入している人(産休中の給与が支払われない場合)
育児中	児童手当(月額)	0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降:15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	0歳から中学校卒業までの児童を養育している人(所得限度額あり)
	子ども医療費助成	子どもにかかる保険内診療費の全部または一部	助成の対象となる年齢、所得制限の有無などの要件は自治体によって異なる

婦とともに育児休業を6カ月ずつ計1年間取得すること。夫と妻それぞれが6カ月間67%の給付を受給できるため、夫か妻の一方だけが育児休業を取得するよりも受け取る額が多くなるかもしれません。さらに、数年前に導入された「パパ・ママ育休プ

ラス制度」にも注目しましょう。パパとママがずらして育休を取得すれば、子どもが1歳2カ月になるまで「育児休業給付」の受給期間を延長することも可能です(図表2)。拡充された制度をフルに活用して、男性にも育児休業を取得してもらいたいので

【図表2】育児休業給付金とパパ・ママ育休プラス制度



(出所) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局

すね。

ところで、産休・育休中の社会保険料の支払いは申請により免除されます。では、将来の年金額は減額されてしまうのかというと、その心配はありません。休業前の保険料と同額を払ったものとして納付記録されるからです。また、復職後、短時間勤務を選択したために収入が減った場合には、社会保険料が減額されますが、こちらも将来受け取る年金は出産前の高い給与をもとに計算するという特例があります。この特例を受けられるのは、3歳未満の子を養育する人が対象で、勤務先を経由して年金事務所などに申請する必要があります。

何かとかかる医療費は？

子育てに関する支援制度としては、児童手当のほか医療費の助成制度があります。子どもの医療費は、就学前なら2割、小学生からは3割を自己負担するのが原則ですが、現在ではすべての市区町村が、子どもの医療費を助成しているので、自己負担はこれよりも少なく済むのが一般的です。医療機関や薬局で市区

町村から交付された乳幼児医療証を提示すると、保険内診療費の全部または一部の支払いが不要になります。子どもが小さいうちは、何かと医療機関のお世話になりがちですので、とても助かる制度ですね。ただし、助成内容や対象となる子どもの年齢、所得制限の有無などの要件は自治体によって異なりますので、くわしくは、お住まいの市区町村に確認してください。

最新の情報をチェックして使える制度を見逃さない!

出産や子育てに役立つ情報は、すでに子育て中の友達や職場の先輩から聞くという人も多いと思います。ただ、これまでみてきたように、出産や子育てに関する支援制度はいろいろあり、勤め先によって事情が違います。また、その内容もここ数年で拡充する方向で変更されています。活用できる制度を見逃さないためにも、先輩たちの経験談に頼るだけでなく、お住まいの市区町村や厚生労働省、加入する健康保険などのホームページをチェックして、自分で最新の情報を入手するようにしましょう。